

廃棄食品の不正転売防止に関する意見書

本来処分されるはずの廃棄食品が、廃棄処分を委託された産業廃棄物処理業者によって不正転売され、食品として流通していたことが判明し、消費者の不安が広がっている。

地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、立入検査等を行ってきたものの、地方公共団体の対応だけでは限界もあり、産業廃棄物処理業者や食品関連事業者等の企業行動指針や企業倫理にゆだねられている。

こうした中、再発防止策として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や食品リサイクル法等の運用における監視機能の強化のための監視体制の充実等、廃棄食品の不正転売防止に関し実効性ある対策の確立が求められている。

よって、国に対し、実効性ある廃棄食品の不正転売防止対策を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月24日

東海市議会議長 早川直久